

新潟山学校給食センター(仮称)整備運営事業 入札説明書等に関する第2回質問に対する回答

No.	書類名	頁	第1章	1	(1)	ア	(ア)	a	項目名	質問の内容	回答
1	入札説明書	16	第3	1	(14)				開札	「入札書の開札は、入札参加者又はその代理人の立会の上行う。」とありますが、入札参加者の代表企業の代表者若しくは受任者又はその代理人(様式4-3を提出)が立会を行うといった認識でよろしいでしょうか。また入札参加者の代表企業の代表者若しくは受任者が不在であっても、代理人(代理人の場合は、様式4-3を提出)が立ち合えばよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
2	入札説明書	16	第3	1	(14)				開札	再度様式2-4を提出すれば、受任者の変更は可能でしょうか。	可とします。
3	入札説明書	21	第4	2	(5)				施設稼働日数	施設稼働日数は1年で200日程度の事ですが、各校の給食提供日数(年平均)をご提示頂くことは可能でしょうか。施設稼働日数より振替休日等で各校の給食提供日数が少ない場合があり、配膳員の事業費算出において参考にしたいため、ご提示をお願いします。	前提として、サービス対価Cの変動費は配膳員の勤務日数により変動するものではありません。参考までに令和5年度(R5.4.1時点)の各校予定給食日数を下記のとおり示します。岡輝中学校172、東山中学校169、操山中学校185、竜操中学校185、上南中学校188、高島中学校186、富山中学校177、操南中学校186、旭東中学校181、西大寺中学校183、福浜中学校190、福南中学校185 なお、センターの稼働日数は要求水準書へ示すとおり200日を予定しています。
4	入札説明書	32	別紙2	1	(1)				サービス対価の支払い方法	サービス対価Cの構成される費用の内容が「サービス対価Cの①②③④」と記載されておりますが、「⑤修繕・更新費」も含まれる理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。入札説明書において、必要部分の修正を行います。
5	入札説明書	35	別紙2	2	(2)				サービス対価Cの改定	サービス対価Cの改定においては、サービス対価Aの改定のように改定率増減が0.15%以上といった基準は設けず、原則毎年改定できるとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
6	要求水準書	3	第1	3					立地条件 インフラ 下水	下水について、「事業用地内に市が設けるマンホールから公共下水道へマンホールポンプにて圧送する」とありますが、貴市にて用地内にマンホールを設置することから、下水道事業負担金は貴市にて負担し、事業者では見込まないとの理解でよろしいでしょうか。仮に事業者負担とする場合、応募者間で統一するため、負担額をお示ください。	インフラの加入負担金(下水道事業負担金)については、原案のとおり事業者負担になります。提案価格においては、減免措置はない前提で登記簿上の面積8,800㎡(参考値)、377円/㎡を基準として算定してください。
7	要求水準書	3	第1	3					立地条件 防災	「想定最大規模時に3.0m～5.0mの浸水が想定されている。」とありますが、T.P.±0(=DL)を基準として、3.0m～5.0mの浸水が起きるといった想定でしょうか。その場合の対策(防潮板等)については、要求水準には無いと考えて宜しいでしょうか。	前段について、ハザードマップにおける浸水高さやT.P.の高さには関連性はありませんので、ハザードマップ作成の手引きなどをご確認ください。後段について、要求水準上、想定最大規模時の浸水高さに対応する機能は必須ではありません。
8	要求水準書	3	第1	3					立地条件 その他	事業用地に関して、貴市が行う造成工事について、表層の粘土層にて圧密沈下が生じると推定されます。運営期間中において、圧密による沈下が続くと想定されますので、その際に発生した沈下の補修、修繕費用は、貴市負担という理解で宜しいでしょうか。	圧密沈下に関して「要求水準書 添付資料2」から推察できる事象については、事業者の責においてご対応ください。「要求水準書 添付資料2」に示す条件下において資料から推察できない事象が生じた場合は協議に応じます。
9	要求水準書	3	第1	3					立地条件 その他	工事期間中に沈下が発生し、施工に追加費用が生じた場合、費用負担等、別途ご協議頂けるという理解で宜しいでしょうか。	質問回答No.8をご参照ください。なお、土地造成工事において使用した盛土材の各種試験結果を「要求水準書 添付資料15」のとおり示します。その上で、盛土造成された敷地であることを踏まえた適切な施工計画の立案をはじめとする各種対策について、事業者にご提案を求めます。
10	要求水準書	3	第1	3					立地条件 その他	盛土造成による地盤の圧密沈下予測はどれくらいになるのでしょうか。ご教示願います。想定を超えた場合のリスク費用は貴市負担という理解で宜しいでしょうか。	質問回答No.8をご参照ください。
11	要求水準書	3	第1	3					立地条件 その他	貴市にて行う造成工事について瑕疵があった場合のリスクは貴市負担という理解で宜しいでしょうか。	市に帰責事由があれば市の負担となります。

新岡山学校給食センター(仮称)整備運営事業 入札説明書等に関する第2回質問に対する回答

No.	書類名	頁	第1章	1	(1)	ア	(ア)	a	項目名	質問の内容	回答
12	要求水準書	3	第1	3					立地条件 その他	「事業用地に関しては、盛土による造成工事を行う。」とありますが、本敷地に対して土壌汚染対策の処置等は発生しない(事前に土地の造成を行っているから)と考えてよろしいでしょうか。あるとしても土壌汚染対策法第4条の届出のみと考えてよろしいでしょうか。	造成工事前に土壌汚染対策法第4条第1項の届出は提出済であります。本工事においても同様の届出が必要であるため、事業期間内に適切に対応ください。
13	要求水準書	11	第2	1	(5)				給食センターに求める災害時等の稼働性能	T.P.±0(=DL)を基準として、3.0m～5.0mの浸水が起きた場合、給食センターの浸水被害への対応基準(1階床レベル=T.P.+2.35以上)では対応できないと考えられますが、発生確率が1000年に1回程度ですので、この場合のリスクについては考慮しないと考えるべきでしょうか。	ご理解のとおり想定最大規模時の浸水高さに対応する機能は必須ではありません。
14	要求水準書	14	第2	3	(2)	イ			諸室の構成表	事業所税について、SPCには従業員はいないため、従業者割は非課税の理解です。資産割対象の部分につき具体的にご教示ください。事業所税の手引きには以下記載があります。 事業所床面積=①+②×①/③ ①専用部分の床面積②各共用部分の床面積③各共用部分に対応する専用部分の面積の合計 上記①～③に対応する諸室の構成表に記載されている部分の床面積は下記の通りの理解でよろしいでしょうか。 ①=給食エリアの床面積の合計+一般エリアのうち、「事業者専用部分」の床面積の合計 ②=一般エリアのうち、「共用部分」および「その他」部分の床面積の合計 ③=一般エリアのうち、「市専用部分」および「事業者専用部分」の床面積の合計	要求水準書P63にて、少なくとも常時1人のSPC従業員が給食センター内に常駐することを求めており、本質問の「SPCには従業員はいない」は不可となります。また、事業所税の従業者割について、仮に従業員がいない場合は、非課税ではなく、従業者割の申告義務は無いという考え方になります。給食センターで勤務される調理員等の方々については、給与支払い元が事業者であり、かつ調理員等の方々の人数が80人を超えた場合、給与支払い元である事業者は従業者割の申告義務が発生します。従業員の人数が100人を超えた場合には、従業者割についても課税対象となります。なお、SPCから給与支払い元事業者に調理員等の方々の給与相当額が支払われており、実質の給与支払い元がSPCとなっている場合、従業者割の納税義務についてもSPCが負うことになります。資産割の考え方については、個別具体の事情により状況が変わりますので、詳細については岡山市財政局課税管理課諸税係までお問い合わせください。
15	要求水準書	14	第2	3	(2)	イ			諸室の構成表	<諸室の構成表>仕分け室については、【調理エリア】にあり「提案により他室との兼用としてもよい」とありますが、仕分け室は必ずしも【調理エリア】内での兼用ではなく、食材動線のより良い提案として仕分け室は<諸室の構成表>※3他室又は他エリアへの配置も可としても宜しいでしょうか。	「※3 他室又は他エリアへの配置も可とする。」は殺菌水機械室にのみ適用されるものであり、仕分け室については、他室との兼用としてもよいとしていることから、【調理エリア】における他室との兼用のみ可とします。
16	要求水準書	15	第2	3	(2)	ウ	(キ)	c	下処理室	回答66 アレルギー対応の観点から卵・乳製品処理室を兼用するとありますが、同じ日に調理する2献立に卵・乳を含む献立が重複することはないとの認識でよろしいでしょうか。	仮にA献立、B献立とした場合、A献立の中で卵を含む品目と乳を含む品目が同じ日に重複することはありませんが、A献立で卵を含む品目、B献立で乳を含む品目を同じ日に重複することはありません。
17	要求水準書	19	第2	3	(2)	ウ	(コ)	a	移動式煮炊き釜	移動式煮炊き釜(150リットル程度2台)(容量台数については、同等以上であれば変更を認める)を用意することとありますが、移動式煮炊き釜に限らず、ご指定の容量が調理可能な移動式機器の配置でもよろしいでしょうか。	移動式煮炊き釜以外は不可とします。
18	要求水準書	19	第2	3	(2)	ウ	(コ)	d	物品庫	停電時の夜間の炊出しを行う場所は外部であり、照明設備とは持ち出しが可能なもの(懐中電灯等)という理解でよろしいでしょうか。	照明設備は夜間の炊出し作業が支障なく行えるものを選定してください。
19	要求水準書	24	第2	4	(2)	ア	(オ)		電気設備	「管理項目については、各諸室の温度・湿度」とありますが、各諸室とは要求水準書P14に示されている諸室全てではなく、事業者提案に委ねると理解して良いでしょうか。	ご理解のとおりですが、学校給食衛生管理基準の考え方に基づいた調理場内の温度・湿度管理を行うために必要な諸室に対して設置を求めます。
20	要求水準書	45	第5	3	(3)	ア			配送車両の調達	記載の【市が別途発注する配膳室改修設計業務】はコンテナが運搬可能なように校内の段差解消も含めご対応いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	荷下ろし後、配膳室までの経路についてはご理解のとおり改修予定です。
21	要求水準書	57	第5	6	(2)	イ	(ウ)		コンテナ	運用開始当初から事業期間終了までの間に、コンテナ及び食缶等は1回更新することとありますが、ほとんどのコンテナは、保守・修繕を行うことで維持管理・運営期間を通して更新を行わなくても安定的に運用することができます。よって、コンテナの更新頻度については提案に委ねていただけないでしょうか。	原案のとおりとします。

新岡山学校給食センター(仮称)整備運営事業 入札説明書等に関する第2回質問に対する回答

No.	書類名	頁	第1章	1	(1)	ア	(ア)	a	項目名	質問の内容	回答
22	要求水準書	60	第7	8	(4)				廃棄物の回収について	廃棄物の回収は市が別途委託する廃棄物運業者により収集が行われるとの事ですが、費用も市負担との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
23	要求水準書	63	第8	1	(4)				実施体制	「少なくとも常時1人のSPC従業員が給食センター内に常駐」「構成企業からSPCへ出向した従業員を各責任者へ配置する事を可とする」とございますが、本事業のために設立する特別目的会社(SPC)は、事業終了後には解散してしまうため、将来従業員の雇用に支障が生じます。SPCの従業員ではなく、構成員の従業員としていただくことはできませんでしょうか。	原案のとおりとします。
24	要求水準書	66	第8	2	(1)	ウ			食材等の納品時間(現時点での想定)>(案)	配送校への牛乳の納品時間についてご教示願います。	納品時間については調整中です。 なお、立ち会いを要する場合は、「ヨーグルト、一部の冷凍デザート、納豆等」の納品時間と同様に9:00~15:00とします。
25	要求水準書	70	第8	5					配送及び回収業務	事業予定地内を配送会社の営業所として登録は可能でしょうか。	不可とします。
26	要求水準書	72	第8	6	(2)				配膳業務	各配膳室に設置されます設備・備品(クーラー・洗濯機・シンク・着替え用仕切りなど)をご教示いただけますでしょうか。	現状、各学校によって設備・備品等の設置状況が異なるためご回答しかねますが、配膳業務に必要な設備・備品(消耗品除く)については運營業務開始までに市にて用意を行います。
27	要求水準書	73	第8	6	(2)	ウ	(ク)		配膳業務	配膳に使用する牛乳カゴは配送校で使用されているものを使用可能でしょうか。それとも当方で用意となりますでしょうか。	配送校で使用しているものを引き続き使用する想定です。
28	要求水準書								添付資料10 高島中学校	高島中学校の出入り口付近(校内側)の傾斜部分が、配送車両の校内を出る際に接触する可能性があるのではないかと懸念しております。配送車両の選定のため傾斜角度をご教示ください。また、接触が疑われる際には市の負担で配膳室改修工事の中に含んでいただけますでしょうか。	高島中学校に限り、再度現地確認を行うことを認めます(ただし、入札参加グループ毎に一回のみとします)。現地確認を希望する場合は、参加希望人数、参加希望者の所属及び氏名、下記実施候補日のうち希望日を保健体育課(hokentaiikuka@city.okayama.lg.jp)まで電子メール(本文ベタ打ち)にてご連絡ください。 連絡期限:10月20日(金)17:00まで 対象者:入札参加グループの構成企業 実施候補日:10月26日(木)、27日(金) なお、現地確認の対象は出入り口付近(校内側)の傾斜部分のみとし、配膳室等の確認は認めません。 後段について、接触の可能性がある場合は、事業者において回避できる方法を検討してください。
29	様式集	3	第2	4	(1)	イ、エ			入札書に関する提出書類	入札説明書等に関する第一回質問に対する回答No.186の回答を受けて修正されていますが、改めて確認させてください。各ファイルの表紙及び背表紙、または電子データの表面等への印字について、「参加資格審査に関する提出書類」となっていますが、「入札書に関する提出書類」の誤植ではないでしょうか。	「入札書に関する提出書類」が正です。 様式集において必要部分の修正を行います。
30	様式集	3	第2	4	(1)	ウ			電子データ	「様式5-1~4」は電子データの提出は必要ないとの理解でよろしいでしょうか。	「様式5-1~4」の電子データの提出は必要です。 様式集において必要部分の修正を行います。
31	様式集	3	第2	4	(2)	イ	(ア)		提案内容に関する提出書類	「業務提案書ごとにインデックスを付けてわかりやすく整理すること。」とありますが、業務提案書ごととは様式ごとではなく、設計・建設業務に関する提案、開業準備に関する提案などの区別がわかればよいといった認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
32	様式集	4	第2	4	(2)	イ	(カ)		提案内容に関する提出書類	提出するPDFデータについては「文字の選択及びコピーが可能な状態とすること」とありますが、判別しやすい文字で記載された短文・単語であれば、文字選択・コピーできない箇所が部分的に含まれても許容いただけますでしょうか。	可とします。

新岡山学校給食センター(仮称)整備運営事業 入札説明書等に関する第2回質問に対する回答

No.	書類名	頁	第1章	1	(1)	ア	(ア)	a	項目名	質問の内容	回答
33	様式集	8	第3	1	(2)				様式11-2 面積表・仕上表	A3サイズ2枚以内となっておりますが、記載点数が多いため2枚で収まらない可能性が高く、文字の大きさもかなり小さくなります。よって、枚数を任意としていただけないでしょうか。	様式11-2の提出枚数を任意とします。 様式集において必要部分の修正を行います。
34	様式集	17							様式2-4 委任状(受任者)	様式2-4委任状(受任者)を提出している場合、委任事項について様式4-1入札書、様式4-3立会人委任状、様式5-1提案書類提出書、様式5-2要求水準に関する誓約書に記載する氏名は受任者の内容を記載するといった認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
35	様式集	27							様式4-2-2 設計・建設業務費内 訳書	「Ⅲ.建設業務」「vi付帯工事」にて「排水処理施設」と「厨房除害施設」の記載がございますが、異なる施設を指しているのでしょうか。(本事業では「厨房除害施設」のことかと存じますので、「排水処理施設」は削除で宜しいでしょうか。)	「排水処理施設」は削減します。 様式集において必要部分の修正を行います。
36	様式集	27							様式4-2-2 設計・建設業務費内 訳書	「Ⅳ各種備品等調達業務」において「市専用備品」「運営備品」「調理備品」とございますが、それぞれの定義が不明です。要求水準における備品の名称とさせていただけば宜しいでしょうか。またその場合、「市専用備品」とは、「施設備品」のうち「市職員用事務室」「市職員用玄関」「市職員用更衣室」の備品のこととして、「施設備品」から抽出して金額を記載すれば宜しいでしょうか。	前段について、「市専用備品」は要求水準書P14<諸室の構成表>へ記載する「市専用部分」にて使用する備品を指します。「運営備品」「調理備品」の内訳は事業者の判断に委ねます。
37	様式集	27							様式4-2-2 設計・建設業務費内 訳書	「Ⅵその他」にて「融資手数料」とありますが、何を想定されていますでしょうか。(本件、プロジェクトファイナンスがないため)	短期借入金等、幅広い事業者の資金調達を想定し、記入欄を設けています。 不要であれば、「0」と記入してください。
38	様式集	29							様式4-2-4 維持管理業務費内 訳書	「⑦清掃業務」と記載ございますが、「⑦清掃業務」の誤字でしょうか(2箇所)。	正しい記載は「⑦清掃業務」です。 様式集において必要部分の修正を行います。
39	様式集	29							様式4-2-4 維持管理業務費内 訳書	維持管理業務の細目について、要求水準の項目と異なります。統一していただけないでしょうか。	細目の統一を行います。 様式集において必要部分の修正を行います。
40	様式集	29							様式4-2-4 維持管理業務費内 訳書	I. 人件費では「③付帯施設維持管理業務」と記載ございますが、II. 委託費では「③附帯施設維持管理業務」と記載されております。どちらが正しいのでしょうか。	正しい記載は「③附帯施設維持管理業務」です。 様式集において必要部分の修正を行います。
41	様式集	29							様式4-2-4 維持管理業務費内 訳書	「Ⅳ保険料」についてですが、維持管理業務と運営業務を包括した保険に加入する場合には、「様式4-2-5運営業務費内訳書」のほうにまとめて計上する形でよろしいでしょうか。	可とします。
42	様式集	30							様式4-2-5 運営業務費内訳書	「Ⅲ運営備品更新費」とありますが、具体的にどのような内容を想定されていますでしょうか。(施設備品等更新費は維持管理業務に含まれるため)	備品更新費の記載先(内訳)は事業者の提案に委ねます。
43	様式集	30							様式4-2-5 運営業務費内訳書	実施方針に関する質問回答No.71にて、「事業所税は課税の対象となる認識」との記載がありますが、事業所税が課税の対象となる場合、資産割部分についてはSPCとして費用が発生することになります。当該費用(事業所税)はSPC管理費用(SPC利益、税務・監査報酬等)として(様式4-2-5)運営業務費内訳書「Ⅴ. その他費用」に計上すればよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。「Ⅴ. その他費用」項目内に通し番号(①、②等)を振り当て、「Ⅴ. その他費用」の内訳が確認できるよう記載してください。
44	様式集	32							様式4-2-7 長期収支計画書	3市の支払いの費目がすべて「サービス対価」ではなく「サービス購入料」となっているのは誤字でしょうか。	市の側から見るとサービス(給食提供)を購入し、その費用を事業者を支払うため「サービス購入料」としてあります。よって、「サービス対価=サービス購入料」と考えてください。

新岡山学校給食センター(仮称)整備運営事業 入札説明書等に関する第2回質問に対する回答

No.	書類名	頁	第1章	1	(1)	ア	(ア)	a	項目名	質問の内容	回答
45	様式集	47,62							様式7-1、様式9-7	様式7-1「各種マニュアル作成等」と様式9-7「マニュアル作成等」はどのように書き分ければよいでしょうか。	様式7-1は要求水準書P64へ記載する各種マニュアル作成等に係る事項を記載してください。 様式9-7は人材育成や安全教育(業務従事者の過失による事故防止や業務従事者自身の負傷防止対策等)の観点から必要なマニュアルを作成してください。
46	様式集	49							様式8-1 各種維持管理業務	②の記載内容において、維持管理業務の項目が列挙されていますが、要求水準と異なります。要求水準とそろえることで宜しいでしょうか。(落札者決定基準も同様です)	様式集及び落札者決定基準へ記載する項目はあくまで業務の実施項目に過ぎないため、提案書への記載事項は事業者の提案に委ねます。
47	様式集	54							様式9-2 安全・衛生管理の徹底	様式9-2の①「事故後の対策」と③「不備や事故発生等緊急時における対応」はどのように書き分ければよいでしょうか。	①「事故後の対策」は、事故後の改善・再発防止等の観点から作成ください。 ③「不備や事故発生等緊急時における対応」は事故発生直後の緊急対応の観点から作成ください。
48	様式集	61							様式9-6-2 配送及び回収業務計画	様式9-6-2の「コアタイムスケジュール」とはどのようなものでしょうか。	要求水準を達成するために必要な配送車台数及びそれらのタイムスケジュールを作成してください。
49	基本協定書(案)	2	第3条	4					SPCの設立	担保実行要件等を確認させて頂きたく、「市が別途定める様式及び内容の株式担保権設定契約書」を事前にご提示頂けますでしょうか。	事業契約締結後、市による必要な検討後に株式担保権設定契約書案を提示する予定です。
50	事業契約書(案)	9	第1章	第8条	1	(5)			契約保証金	入札説明書等に関する第1回質問に対する回答No.262より「契約保証金額を契約保証金の納付と履行保証保険を組み合わせることは不可とします」とありますが、建設期間中と維持管理運営期間中にて契約保証金の納付と履行保証保険を組み合わせること、例えば建設期間中は履行保証保険の締結、維持管理運営期間中は契約保証金の納付という方法は認めていただけますでしょうか。	可としますが、契約締結時の保証金額は契約金額総額の10分の1以上とします(本質問のように、建設期間と維持管理運営期間で保証期間を分割する場合、建設期間中の履行保証保険の保証金額は契約金額総額の10分の1以上、維持管理運営期間中の契約保証金の額は契約金額総額から既済部分を控除して得た額の10分の1以上となります)。 なお、入札説明書等に関する第1回質問に対する回答No.262では、1つの保証期間において複数種類の契約保証を組み合わせることを不可としており、本質問のように、保証期間を分割し、分割後の保証期間に対して1種類の契約保証を提供することについては可とします。 また、履行保証保険について、質問回答No.59の条件を満たす場合は1つの契約保証とみなします。
51	事業契約書(案)	9	第1章	第8条	1	(5)			契約保証金	事業契約締結と同時に納付する契約保証金について、契約金額総額に対して履行保証保険の付保で対応する場合、事業者(SPC)には業務履行能力がないため保険会社から連帯保証人の設置が求められますが、各構成企業が各々の受託額を超える範囲の連帯保証(施設整備企業が維持管理運営企業の受託額を、維持管理運営企業が施設整備企業の受託額を連帯保証)をする必要があり、対応が困難です。 適切にリスク分担をしつつ、事業期間のどのタイミングでも違約金発生事由に該当した場合、確実に違約金の支払いを可能とする以下の方法(サービス対価A~Cそれぞれに対して、契約保証金の納付ないし履行保証保険を付保することを組み合わせ、事業契約締結と同時に契約金額の10分の1以上を保証)を認めていただけないでしょうか。 例) サービス対価Aに対応する履行保証保険の付保 サービス対価Bに対応する契約保証金納付(履行保証保険付保の場合、施設整備期間中は業務開始前のため保証がされないため) サービス対価Cに対応する契約保証金納付(履行保証保険付保の場合、施設整備期間中は業務開始前のため保証がされないため)	1つの保証期間において複数種類の契約保証を組み合わせることになるため不可とします。なお、質問回答No.50に記載しているように、保証期間を分割し、分割後の保証期間に対して1種類の契約保証を提供することについては可とします。

新岡山学校給食センター(仮称)整備運営事業 入札説明書等に関する第2回質問に対する回答

No.	書類名	頁	第1章	1	(1)	ア	(ア)	a	項目名	質問の内容	回答
52	事業契約書(案)	9	第1章	第8条	1	(1)			契約保証金	契約保証金を現金納付した場合に建設期間終了時に契約保証金が一旦返還され、維持管理運営期間中に再度既済部分を控除した金額を現金納付する方法は可能でしょうか。	施設引渡し日の翌日以後において契約保証期間を分割する場合は、前保証期間の終期までに保証期間を更新した契約保証を提供する必要がある一方で、前保証期間の契約保証金は当該保証期間が終了したのちに返還することになります。よって、流れとしては、保証期間を更新した契約保証の提供→前保証期間の契約保証金の返還となり、質問の方法によることは不可とします。なお、上記第一文に記載の方法によることも可能ですが、通常は、前保証期間の契約保証金を保証期間更新後の契約保証金に充当し、残り(既済部分)を返還する対応になります。
53	事業契約書(案)	9	第1章	第8条	1	(1)			契約保証金	契約保証金を現金納付した場合、維持管理運営期間中は既済部分を控除した金額でよいとありますが3年ごとに既済部分の金額を返還されるということでしょうか。それとも3年ごとに一旦全額返還され、既済部分控除後の契約保証金を再度納付するというのでしょうか。	質問回答No.52のとおり、前保証期間の契約保証金は、保証期間更新後の契約保証金に充当し、残り(既済部分)を返還するという対応になります。また、一旦全額を返還する場合の流れは質問回答No.52のとおりであり、質問の後段の方法によることは不可とします。
54	事業契約書(案)	9	第1章	第8条	1	(1)			契約保証金	現金納付した場合、事業終了後に納付金は返還されるということでしょうか。	現金納付の場合は、事業が終了し、市が契約の履行を確認した後に事業者から返還請求をしていただきます。その後、速やかに返還手続きを行います。手続きの関係上、返還までに日数を要する場合があります。
55	事業契約書(案)	9	第1章	第8条	第6項				契約保証金	引渡し日の翌日以降において契約保証の期間を分割した場合、都度契約保証金は返還と納付を繰り返す理解で宜しいでしょうか。	質問回答No.52をご参照ください。
56	事業契約書(案)	9	第1章	第8条					契約保証金	第66条4項に基づく違約金(契約保証金)について、第8条では「引渡し日までは契約金額の10分の1、引渡日以降は既済部分を控除したサービス対価の10分の1」と高額な金額が設定されています。PFIの事例では「引渡し日までは施設整備費の10分の1、引渡日以降は一事業年度の維持管理・運営業務にかかるサービス対価の10分の1」で設定されていることが一般的かと存じます。原案では高額な違約金(契約保証金)が事業者帰責による解除に伴い、実損害額を上回る可能性もあり、第66条第7項における公共側帰責による解除の規定と比較しても、事業者の違約金(契約保証金)は合理的な範囲を超えて非常に重たいものであると思料いたします。第66条第6項では実損害額が違約金(契約保証金)の額を超えた場合でもその超過額を貴市が損害賠償請求できる建付けとなっており、契約保証金を前述のPFI事例の金額に下げたとしても貴市の財政上の不足額は発生しないと認識します。また、履行保証保険の付保を検討する際には保険会社の保証枠の与信審査が必要です。今回ご提示いただいている契約保証金条件では、地元企業のみならず、PFI事業の経験豊富な中小企業も本事業に参加することができません。官民の公平なリスク分担の見地からも適切かつ合理的な契約保証金の設定をお願いできないでしょうか。	本市の契約規則では、契約保証金の額は契約金額の100分の10以上としており、本事業においても当該規則に則り契約保証の内容を設定する必要があることから、契約保証金額を契約金額総額の10分の1以上としています。原案のとおりとします。
57	事業契約書(案)	9	第1章	第8条					契約保証金	第66条4項に基づく違約金(契約保証金)について、以下質問させていただきます。内閣府にて公表されている「PFI事業の課題に関する検討報告書(平成16年7月)」、「契約に関するガイドライン(令和5年6月2日改正)」においては、今回の契約金額全額に対する履行保証は事業者側に求められていないこと、またその負担が契約金額に転嫁される結果となり得るのではないかと解釈しております。よって今回の整備運営事業の条件でみれば、事業者側に過大な要求になるのではないかと考えております。今回、契約金額全額を契約保証金の対象とされた理由としては、会計法令等の規定を適用されたということでしょうか。	質問回答No.56をご参照ください。

新岡山学校給食センター(仮称)整備運営事業 入札説明書等に関する第2回質問に対する回答

No.	書類名	頁	第1章	1	(1)	ア	(ア)	a	項目名	質問の内容	回答
58	事業契約書(案)	9	第1章	第8条					契約保証金	施設引き渡し以後の契約保証期間を分割する際の区切りを「3年以上の保証期間」とするのは、長期安定的な給食提供体制の整備とご回答を得ておりますが、知り得る限り同じPFI学校給食事業では1年毎の保証期間と認識しておりますことから、この点につき再度理由をお教え願くとともに1年毎の保証期間を認めていただけますでしょうか。	本市の契約規則では、契約保証金の額は契約金額の100分の10以上としており、5年を超える長期にわたる契約であるときは、契約保証の期間を分割することができるとしております。 本事業の目的が学校給食を長期に渡り安定的に提供していく体制を整備することであること、また、事業期間が長期にわたることを勘案し、契約保証期間を施設引き渡しまでと引き渡し後に分割し、なおかつ、引き渡し後においては3年以上の期間での分割を認めることで契約保証の負担軽減を一定程度図っているものであり、原案のとおりとします。
59	事業契約書(案)	9	第1章	第8条					契約保証金	履行保証保険での対応を考えておりますが、契約金額全額を条件とされるのであれば、設計・工事監理、建設工事、調理設備調達、維持管理、運営管理等それぞれの受託事業者毎に履行保証保険をかけ、合わせて契約金額全額を契約保証金とする方法を取らせていただくことは可能でしょうか。	保険契約者が受託事業者の場合は不可とします。 なお、保険契約者はSPC、被保険者は市として、設計・工事監理、建設工事、調理設備調達、維持管理、運営管理等それぞれの履行保証保険を同一の保険会社で契約し、合わせて契約締結時の保証金額が契約金額総額の10分の1以上となる場合は可とします。
60	事業契約書(案)	58	別紙7						事業者等が付保する保険	保険契約者は事業者以外(業務受託者等)としても問題ないでしょうか。	別紙7に記載する付保条件を満たす限りにおいて、可とします。
61	事業契約書(案)	67	別紙13						法令変更による費用の負担割合	事業所税の税率変更リスクは、実施方針の別添資料5:リスク分担表(案)整理NO.8に該当し、貴市の負担となる理解で宜しいでしょうか。 事業所税は事業者の利益に対して課税されるものではないため、事業所税の税率変更に伴う納付額の増加が、特定目的会社の収支計画の悪化要因となり、事業の継続が困難になる可能性も想定されますので、事業所税の税率変更リスクは貴市の負担としていただきますようお願いいたします。	ご理解のとおりです。
62	入札説明書等に関する第1回質問に対する回答	2	32						入札保証金	「入札保証金の免除については入札説明書P24へ記載する免除条件に該当するか事業者にてご確認ください。」と回答いただいています。 我々、事業者が免除条件に該当すると判断していても、市の判断により「免除条件に該当しない」ということで入札保証金を納入する必要があると、入札に参加できなくなることはあるのでしょうか。	開札後に市が確認した結果、入札保証金を免除できる者ではないと判明した場合は失格となります。
63	入札説明書等に関する第1回質問に対する回答	2	32						入札保証金	入札保証金を免除することができる者になると事業者が判断して、入札を行い、入札後、入札保証金を免除することができる者では無いと判明した場合、失格となるのでしょうか。それとも、入札後、入札保証金を支払えば、落札になるのでしょうか。また、過去3年間に事業者が、市との間で契約を履行しない事、契約を締結しない事があった場合は、指名停止の措置を受けていると考えますが、基本的に過去3年間に指名停止を受けていなければ、入札保証金を免除することができる者との判断で宜しいでしょうか。	前段について、開札後、入札保証金を免除できる者ではないと判明した場合は失格となります。 後段について、入札説明書P24に記載している「開札日の前日から過去3年間の間に、市との間で締結した契約を履行しないこと、市から契約の相手方とされたにもかかわらず契約を締結しないこと」は、指名停止措置の事由にもなっていることから、少なくとも、開札日の前日から過去3年間の間に当該事由により指名停止措置を受けたことがある場合は免除条件に該当しません。 また、上記事由による指名停止措置を受けていないことをもって免除条件に該当するわけではなく、入札説明書P24に記載している条件を満たしているかどうかを事業者にてご確認ください。
64	入札説明書等に関する第1回質問に対する回答	2	32						入札保証金	<～免除条件に該当するか事業者にてご確認ください。>との回答ですが、事業者にて免除の可否を判断することは困難であり、仮に免除とならない場合の納入金額は、提案上限額から想定される「契約希望金額(税込)の100分の5以上の額」約5億円を納付しなければなりません。免除の可否が明確にわからず、金額が高額であることを踏まえ、入札保証金を免除、または免除の可否通知をしていただけないでしょうか。	入札説明書P24へ記載する免除条件に該当するかは事業者にてご確認ください。

新岡山学校給食センター(仮称)整備運営事業 入札説明書等に関する第2回質問に対する回答

No.	書類名	頁	第1章	1	(1)	ア	(ア)	a	項目名	質問の内容	回答
65	入札説明書等に関する第1回質問に対する回答	2	32						入札保証金	「免除条件に該当するか事業者にてご確認ください」とご回答頂いておりますが、事業者が免除条件に該当すると判断した場合でも、貴市のご指摘により「免除条件に該当しない」となることはあるのでしょうか。その場合は入札保証金を納入するか、又は入札参加資格を失う理解で宜しいのでしょうか。	質問回答No.62をご参照ください。
66	入札説明書等に関する第1回質問に対する回答	2	32						入札保証金	入札保証金が免除なると判断し入札をしたが、入札後に免除することができる者では無いと判明した場合には失格と判断されるのでしょうか。事業者が市との間で契約を履行しない、契約を締結しないがあった場合とありますが、そのような事態においては指名停止措置となると考えています。つまり過去3年間に指名停止を受けていなければ、入札保証金を免除することができると考えてよろしいのでしょうか。	質問回答No.63をご参照ください。
67	入札説明書等に関する第1回質問に対する回答	10	154						配膳業務	配膳員の白衣は配膳室で洗濯をすることと記載がありますが洗濯機の設置は市が行うとの理解でよろしいのでしょうか。	ご理解のとおりです。
68	入札説明書等に関する第1回質問に対する回答	12	188						提案内容に関する提出書類 (電子データの提出方法)	図面集については、備品リストなどエクセルまたはワードでの指定様式がある場合は、PDF形式とあわせて当該データを保存すればよく、平面図や透視図などはPDF形式のみの提出でよい、との理解で宜しいのでしょうか。	すべての提出データについてPDF様式に加え、ワードやエクセル等の編集用データ(任意)含めご提出ください。
69	入札説明書等に関する第1回質問に対する回答	13	210						(様式4-2-4)維持管理業務費内訳書 (様式4-2-5)運営業務費内訳書	「様式4-2-5運営業務費内訳書「V. その他費用」へ計上してください。」とご回答頂いておりますが、「VI. その他費用」という理解で宜しいのでしょうか。	ご理解のとおりです。 正しい回答は「VI. その他費用」へ計上してください。」です。
70	入札説明書等に関する第1回質問に対する回答	13	214						(様式10-3) (3)地域経済・社会への貢献①	市内発注額について、詳細等を記載することは不可、とのことですが、記載した数値の裏付けはどのように確認されるのでしょうか。(例えば、根拠なく高い金額を記載することもできるため)	事業期間を通して、市は発注金額の確認を行います。
71	入札説明書等に関する第1回質問に対する回答	16	247						契約保証金	契約保証金の金額が契約金の10分の1以上ですので、応札金額が100億円程度とすると10億円となります。大変負担が大きく、応札金額にも大きく影響があるため、施設整備費の10分の1以上に変更していただく事は可能でしょうか。	質問回答No.56をご参照ください。
72	入札説明書等に関する第1回質問に対する回答	16	247						契約保証金	履行保証保険には、連帯保証が必要となり保証額が契約金額の10分の1なる連帯保証人は業務の範囲を超える保証をする必要があるため、連帯保証人を引き受けるのが困難になります。何卒、引渡し前までは施設整備費の10分の1以上として頂けないでしょうか。また、保険契約者を業務受託企業とすることにしていただけないでしょうか。	前段について、質問回答No.56をご参照ください。 後段について、質問回答No.59をご参照ください。
73	入札説明書等に関する第1回質問に対する回答	16	247						契約保証金	引渡し日以前の契約保証金の金額について、原案通りとの回答ですが、契約金額の10分の1を上限額で算出しますと、約10億円程度の契約保証金を準備する必要があります。本内容ですと、事業者にとっては相当の負担になりますので、引き渡しまでは、施設整備費の10分の1の契約保証金として頂けないでしょうか。	質問回答No.56をご参照ください。
74	入札説明書等に関する第1回質問に対する回答	16	247						契約保証金	履行保証保険に加入する場合、事業者が保険契約者になると、連帯保証が必要となります。連帯保証人は担当業務以外の業務について、保証をする必要があるため、連帯保証人を引き受ける事が非常に困難です。履行保証保険により、契約保証を実施する場合、施設整備業務の保証、維持管理・運営業務の保証に分けて頂き、設計企業等、建設企業等、工事監理者、維持管理企業、運営企業のように、業務受託企業毎に履行保証保険を締結することを認めて頂けないでしょうか。	質問回答No.59をご参照ください。

新岡山学校給食センター(仮称)整備運営事業 入札説明書等に関する第2回質問に対する回答

No.	書類名	頁	第1章	1	(1)	ア	(ア)	a	項目名	質問の内容	回答
75	入札説明書等に関する第1回質問に対する回答	16	247						契約保証金	引渡し日以前の契約保証金の金額について、契約金額の10分の1以上としなければならないとされておりますが、例えば提案の上限額を基準とすると10億円程度必要となります。 当該金額は事業者にとって過度の負担となることから、施設整備費の10分の1以上として頂けないでしょうか。	質問回答No.56をご参照ください。
76	入札説明書等に関する第1回質問に対する回答	16	247						契約保証金	事業者が履行保証保険契約の締結をした際は連帯保証が必要となりますが、保証の額が契約金額の10分の1となる場合、連帯保証人は業務の範囲を超える保証をする必要があるため、連帯保証人を引き受けるハードルが高くなります。 そのため、引渡し前までは施設整備費の10分の1以上として頂けないでしょうか。 または、保険契約者を業務受託企業とすることを認めて頂けないでしょうか。	質問回答No.72をご参照ください。
77	入札説明書等に関する第1回質問に対する回答	16	247						契約保証金	前回の質疑に対する回答において、契約保証金の金額については原案通りとの回答となっております。 ただ、契約金額の10分の1以上で算出した場合、10億円に近い金額の契約保証金を準備する必要があります。 他の自治体では施設整備費の10分の1を契約保証金としている所もありますので、事業者負担軽減のためにも施設整備費の10分の一をご検討いただけないでしょうか。	質問回答No.56をご参照ください。
78	入札説明書等に関する第1回質問に対する回答	17	256						契約保証金	<保険契約者はSPC、被保険者は市としてください。～>との回答ですが、SPCで履行保証保険契約の締結をした際は、施設整備期間の契約保証金の額は、提案上限額から想定される「契約希望金額の100分の10以上の額」約10億円となり、開業準備・維持管理運営期間の契約保証金の額は、「契約金額から既済部分を控除して得た額の10分の1以上」約6～7億円になると思われます。また、事業者の連帯保証人が必要となり、各構成員は異なる業務に対する連帯保証を求められます。連帯保証となると、各構成員の参画そのものが出来なくなる可能性が高いです。各期間において、それぞれの業務を担う企業を保険契約者とすることを認めていただけないでしょうか。	質問回答No.59をご参照ください。
79	入札説明書等に関する第1回質問に対する回答	17	260						事業契約書(案)	「既済部分とは、既に完了した業務(サービス対価支払いの有無は問わない)の対価に相当する額を指します。」とご回答頂いておりますが、どのように算出すれば宜しいでしょうか。 サービス対価の「支払」を問わないだけで、サービス対価に相当する業務が完了しているかが基準になるという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
80	入札説明書等に関する第1回質問に対する回答	18	247						契約保証金	履行保証保険に加入する場合はSPCが契約者となり、連帯保証が必要となります。 連帯保証は担当業務以外の業務についても保証をする必要があるため、構成員にとって多大な負担となります。 各社が分担する業務については各社の履行保証保険の加入で良いと、ご検討いただけないでしょうか。	質問回答No.59をご参照ください。